

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年7月20日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

新たな街づくりルール検討作業委託

(2) 目的

本業務は、幹線道路が担うべき役割をふまえ、世田谷区内の幹線道路沿道の土地利用のあり方を最新の土地利用現況調査をもとに分析するとともに、世田谷区の建築物の高さ及び建築敷地についての新たなルールづくりに向けて検討を行い、今後の街づくりに活かしていくことを目的とする。

(3) 業務内容

幹線道路沿道市街地のあり方の検討

対象とする幹線道路は、世田谷区内の環状七号線、環状八号線（国道246号線以东のみ）、国道246号線、国道20号線（環状八号線以西のみ）とする。

- ・ 幹線道路沿道市街地特性の整理及び課題の抽出
- ・ 幹線道路沿道市街地の街づくりに関する考察（特に用途地域が市街地に与える影響）
- ・ 幹線道路沿道市街地が後背市街地に与える影響の検証

新たな高さの限度の検討

- ・ 世田谷区内の建築物高さの現状分析
- ・ 新たな高さのルールに関する提案と検証

新たな敷地面積の最低限度の検討

- ・ 世田谷区内の建築敷地の現状分析
- ・ 新たな敷地面積の最低限度の提案と検証

(4) 履行期間

平成24年 9月上旬（予定）から平成25年 3月29日（金）まで

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (6) 平成14年4月以降に都内市区町村における、都市計画法第8条に規定される地域地区の指定に関する業務を行った実績を有すること
- (7) 予定技術者が、世田谷区の土地利用現況調査の結果を活用する技術があること

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の技術力及び実施体制（資格要件、専門技術力、専任性、実施体制の的確性）
- (2) 予定技術者の取組み姿勢等（専門技術力の確認、地域精通度、取組み意欲、コミュニケーション能力）
- (3) 企画提案書（業務内容の理解度、実施方針の的確性、特定テーマに対する提案の的確性・実現性・独創性、業務実施に際しての独創性と実現性、委託予定額と作業量の整合性、工程計画の的確性）

5. 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備部都市計画課（第一庁舎4階44番） 担当 清水、上原

電話：03-5432-2455

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

期 間：平成24年7月20日（金）から 8月2日（木）

* 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（12時から午後1時を除く。）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成24年8月2日（木）15時まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（必着）

参加表明書を提出する前に、要電話連絡（方法について確認）

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成24年8月24日（金）15時まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参又は郵送（必着）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

- （5）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有
- （6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （7）詳細は説明書による。